「介護(予防)サービス」「総合事業」を利用するためには

介護保険

■問合せ　福祉介護課介護保険係☎029-885-0340(内)113・132・135

65歳以上の方の「介護や支援」「介護予防」のために、「介護保険」「介護予防・日常生活支援総合事業」という制度があります。日常生活に困ることや不安が出てきたときは、まずは福祉介護課・地域包括支援センターにご相談ください。

※40～64歳の方で「特定疾病」により介護や支援が必要となった方は「介護保険」のサービスを利用することができます。

福祉介護課窓口または地域包括支援センターに相談する

お気軽にご相談ください。お話を伺い、ご本人様の状態や希望に合わせてご案内します。

例えば、・生活に不安があるがどんなサービスを利用できるかわからない
・介護予防に取り組みたい　・介護サービスを使いたい　・住宅改修をしたい　等

介護・支援が必要な場合

要介護認定の申請

認定調査・主治医意見書(※)

認定審査会

要介護1～5

要支援1・2

非該当

日常生活は自立だが生活機能の低下があると思われる場合

基本チェックリストの実施

生活機能の低下がある

自立した生活を送れる

介護サービス



介護予防サービス



介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス
・通所型サービス

一般介護予防事業



介護予防・日常生活支援総合事業

※認定調査…職員が自宅を訪問し、本人と家族などから聞き取り調査を行います。
※主治医意見書…医療機関を受診していただき、意見書の作成を依頼します。

総合事業とは

要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防するために利用できるサービスです。要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。